

「共同受注検討委員会」の設置について

1 趣 旨

近年、管工事業界を取り巻く状況は、昨年10月の改正水道法による「指定給水装置工事事業者更新制度」の導入をはじめ、「水道配水用ポリエチレン管導入の検討」など刻々と変化しつつあり、国内経済の状況についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けるなど、大変厳しい状況の中にある。

このような中、当組合が今後とも、適切な利潤を確保しながら、持続的に発展し続けるためには、資材販売事業の推進はもとより、市上下水道局をはじめとした行政等からの新たな業務の獲得が必要である。

こうした自治体等が発注する工事や役務、いわゆる「官公需」を的確に獲得するためには、組合としての受け皿や組合員に公平に配分するための仕組みづくりが必要であることから、新たに「共同受注検討委員会」を設置しようとするもの

2 「共同受注検討委員会」の役割について

(1) 市上下水道局との意見交換会の実施

⇒官公需の特に市上下水道局が民間発注を考えている業務内容の情報を獲得するための「意見交換会」に引き続き臨む。

(※「第1回意見交換会」は、令和2年3月25日に実施済)

(2) 経営研究委員会との連携

⇒これまで、経営研究委員会において、国が推奨し中小企業や組合の受注機会の増大に資する「官公需適格組合」の証明取得に向け検討を重ねてきたことから、経営研究委員会との連携を図り、その成果を共有する。

(3) 共同受注するための「受け皿」整備

⇒継続的に官公需を受注するためには、制度上、組合内に「共同受注委員会」を設置する必要があることから、その整備を図る。

(4) 共同受注業務を配分するしくみづくり

⇒受注した官公需を必要とする組合員に公平に配分するためのしくみづくりを検討・構築する。

(5) その他

⇒共同受注において必要な事項の検討

3 委員会構成について

- ・アドバイザー⇒和田理事長
- ・正副委員長⇒中村副理事長、柿沼理事
- ・委員⇒正副委員長による委員選出とする。
- ・事務局⇒川中子専務理事、三富係長